

平成26年度の入札・契約制度

川崎市財政局資産管理部契約課

平成26年度の入札契約制度についてお知らせします。

詳細は、「工事請負編」、「業務委託編」、「物品調達、製造請負編」を、上下水道局の契約については、「平成26年度の入札・契約制度（上下水道局編）」に記載しておりますので、それぞれよく内容を確認してください。

1 市内中小企業者への優先発注について【継続】

本市が工事・委託・物品の契約の相手方を選定する際には、原則として市内に本社があることを条件とし、市内中小企業者への優先発注に努めます。

2 WTO政府調達協定【改定】

WTO政府調達協定は、一定の基準額以上の物品やサービスの調達に際して、所定の手続を採ることを定めた条約で、これに該当する契約については、契約の相手方の所在地や製品指定等の制限ができないものとなっています。

平成26年4月から平成28年3月までの間に締結されるWTO政府調達協定に基づく特定調達契約を適用する基準は次のとおりです。

調達区分	適用基準（予定価格）
建設工事	20億2,000万円以上
特定役務 建設工事に関連する技術的サービス	2億円以上
特定役務 一般サービス	2,700万円以上
物品等	2,700万円以上

○予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、WTO政府調達協定の適用を受けます。

3 企業会計の契約事務について【継続】

平成25年4月より、上下水道局総務部契約課で行っていた入札契約事務を、財政局資産管理部契約課で行っています。

また、交通局企画管理部経理課並びに病院局経営企画室で行っていた各々の工事請負契約（軽易工事を除く。）に関する入札契約事務を財政局資産管理部契約課で行います。

○契約の種類と入札契約事務を担当する部署

	工事	委託	物品・製造請負
企業会計以外	財政局契約課	財政局契約課※1	財政局契約課
上下水道局	財政局契約課	財政局契約課※2	財政局契約課
交通局	財政局契約課※3	交通局経理課	交通局経理課
病院局	財政局契約課※3	病院局経営企画室	病院局経営企画室

※1 企業会計以外の業務委託の入札契約事務は、建設コンサルタント、地質調査、測量、補償コンサルタント、建物清掃等、屋外清掃のみ財政局契約課で行います。それ以外は各所管で契約事務を行います。

※2 上下水道局発注の業務委託の入札契約事務は、全ての業種を財政局契約課で行います。

※3 軽易工事は交通局、病院局で行います。

○契約課の担当窓口

担当	主な契約事務	電話番号
契約管理係	建設コンサルタント、測量、地質調査、建物清掃ほか	200-2097・2090
土木契約係	土木、舗装、造園ほか	200-2098・2099
建築契約係	建築、電気、空調衛生ほか 病院局・交通局の工事請負契約	200-2100・2101
物品契約係	物品、製造の請負、売却ほか	200-2091・2092・ 2093
調整担当	【上下水道局の工事・委託・物品契約】	200-3116・3117
企画担当	公契約制度ほか	200-3695

4 電子入札システム【継続】

川崎市では、原則として電子入札システム（電子入札用 IC カードが必要です。）により入札を行います。電子入札については、必ず「入札情報かわ

さき」の「電子入札運用基準」を確認してください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（所在地の制限、契約実績、必要な許可等）を満たしていることが必要です。参加条件の詳細は、案件ごとの公表内容を確認してください。

5 電子入札システムにおける電子くじの改正について【改正】

入札を開札した結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合には、電子くじによって落札候補者を決定していますが、平成26年3月に電子くじの機能ロジックを改正し、より複雑な方式となりました。詳しくは「電子入札運用基準」をご覧ください。

6 電子入札システムにおける質問回答について【新規】

財政局契約課が行う一般競争入札において、電子入札システムを利用した質問回答を実施しました。設計書・仕様書に関する質問の受付を、平成26年3月より実施しました。

7 川崎市障害者優先調達推進方針について【継続】

平成25年4月に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づくとともに、本市の障害者雇用・就労施策をさらに推進するため、平成25年8月に川崎市障害者優先調達推進方針を定めました。

この方針に基づき、障害者就労施設等の受注機会の確保、及び民間企業における雇用・就労機会の拡大を図ることにより、障害者の自立促進に資する取り組みを進めています。詳細はこちら(PDF: 543KB)をご覧ください。

8 入札契約事務からの暴力団排除等について【継続】

平成24年4月1日に川崎市暴力団排除条例が施行されたことに伴い、契約関係規則等を整備し、入札契約条件を定めています。

詳細は、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」に掲載している「川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱」をご覧ください。

9 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特

例措置等について【新規】

平成26年2月1日付けで改定した「平成25年度公共工事設計労務単価」及び「平成25年度設計業務委託等技術者単価」の上昇を受け、工事請負契約及び業務委託契約について、契約金額の見直しを行う特例措置等を実施しています。詳しくは、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について（PDF：100KB）」を御確認ください。

10 早期発注【継続】

平成26年度においても、工事請負契約の当初予算の上半期の契約率について、8割を目指し、市内中小企業への優先発注とともに、全庁で取組みます。

11 公契約制度【継続】

本市では平成23年度より、「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図る」ため、契約条項に契約に従事する労働者の賃金の下限額を定める公契約制度を導入しています。

対象契約の範囲等、制度の概要につきましては「川崎市契約条例第7条に定める特定契約（公契約）について」をご覧ください。

12 平成26年度川崎市競争入札参加資格審査申請（随時申請）受付事務

平成26年度の随時申請の受付方法及び期間を以下のとおり変更します。

（1）インターネットによる申請

平成26年4月1日～平成26年8月15日

（2）申請書による申請

平成26年4月1日～平成27年2月16日

（WTO案件に係る申請の場合のみ平成27年3月31日まで）

申請書の書類は川崎市財政局資産管理部契約課で販売します。

（700円・税込）

13 平成27・28年度川崎市競争入札参加資格審査申請（継続申請） 受付事務

平成27・28年度の継続申請の受付については、今年の9月頃を予定しています。インターネット及び申請書による申請を受付けます。申請書は8月中旬から川崎市財政局資産管理部契約課で販売開始予定です。

詳細については、時期を改めてお知らせします。

14 その他

川崎市競争入札参加資格登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請手続きを行ってください。

登録内容が正しいものに更新されていない場合には、指名通知等、市からの連絡が届かない場合があります。

なお、法に定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うことにもなりますので、必要な手続きを怠らないようにしてください。

入札等の実施について（工事請負編）

川崎市財政局資産管理部契約課

1 電子入札システムを利用した質問回答機能について

財政局契約課が発注する一般競争入札において、電子入札システムにて質問回答を実施します。入札参加申込者は、電子入札システムにおける質問回答機能により、質問受付締切日までに質問を入力してください。質問回答日に業者登録システムの仕様書等ダウンロードから回答をダウンロードできます。

また、入札の条件として、当初に配布する設計図書等のほか、入札参加者からの質問に対する回答において、工事内容をよりの確に示すこととしていますので、質問に対する本市の回答を含め、工事内容を十分に確認の上、入札してください。

なお、詳細については、「入札情報かわさき」に平成26年2月19日付けで掲載している「電子入札システムにおける質問回答の実施について」をご覧ください。

2 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

ア インターネットの財政局契約課ホームページ「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口での一般競争入札の公表日は次のとおりです。

(ア) 毎週月曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）の公表：

上下水道局以外の入札で下記の業種

【業種：土木・舗装・造園・とび土工（解体工事以外）・しゅんせつ】

(イ) 毎週火曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）の公表：

上下水道局の入札【業種：すべて】

(ウ) 毎週水曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）の公表：

上下水道局以外の入札で下記の業種

【業種：月曜日以外の業種〔建築工事・設備工事・とび土工（解体工事）〕】

イ 交通局・病院局の工事請負に関する入札の公表については、随時各々の局のホームページで公表します。各々の局のホームページは、「入札情報かわさき」よりリンクが張っておりますので御利用ください。

○交通局入札情報

<http://www.city.kawasaki.jp/820/category/8-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

○病院局入札情報

<http://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuu>

[satsu/index.html](https://www.city.saitama.lg.jp/satsu/index.html)

ウ 入札公表を行った業種・ランクに登録のある市内業者には、電子メールで情報提供します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用 I C カードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している「運用基準」をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 配置予定技術者

建設業法に基づき、技術者の配置を求めます。配置予定技術者届等の提出については、落札候補者の最終的な入札参加資格確認時に行います。ただし、総合評価一般競争入札など入札手続中に提出を求める場合もありますので、「入札のお知らせ」等をよく確認してください。

また、落札候補者となったにも係らず、「正当な理由」なく技術者を配置できずに契約を締結できないときは、川崎市競争入札参加者指名停止要綱に基づき指名停止措置の対象となる場合がありますので、充分ご注意ください。

（同一入札日となる複数の案件に入札し、そのいずれかが技術者の専任配置を求める場合に、複数案件の落札候補者となり、専任の技術者を配置することで他の案件に配置する技術者がいない場合は、「正当な理由」にあたらぬので充分ご注意ください。）

※配置予定技術者に関する取り扱いについては、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」に掲載している「技術者の配置における事務取扱要領」及び「過去のお知らせ」に平成 25 年 1 月 26 日掲載の「配置予定技術者等及び現場代理人に関する取り扱いについて」を参照してください。

(5) 設計図書等

ア 設計図書の購入

見積用の設計図書等は、原則として有償とします。設計図書等は、入札参加申込をしたら必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

一度申し込んだ設計図書等の取り消しはできませんので、入札に参加の有無に係らず、申し込んだ設計図書等は必ず購入してください。

なお、本市の責により入札を中止した場合においては、所定の手続により当該工事請負契約に係る設計図書類を購入した入札参加申込者の設計図書類の購入代金（入札参加にあたり購入を義務づけた設計図書類の複製品 1 部の購入

代金。複製品の配送料や引き取りに要した交通費等の費用は除く。)を市が負担します。

イ 設計図書のダウンロード(道路公園センターの工事)

ただし、区役所道路公園センターが発注する工事については、原則として、設計図書を購入せずインターネットでダウンロード(無償)していただくこととなります。

設計図書等の入手方法については、案件ごとに公表内容を確認してください。

(6) 資格確認通知

一般競争入札に参加申込をした者には、川崎市工事請負有資格業者名簿の該当業種に登録されていることを確認し、資格確認通知を交付します。確認の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(8) 落札者の決定」のとおりです。

(7) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者又は総合評価方式の入札において最高の点数を獲得した者について、入札参加申込時にさかのぼって入札参加資格について審査し、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者又は点数の高い入札者について同様の審査を実施します。

(8) 電子くじ

開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした事業者が2者以上あった場合、電子くじによって落札候補者を決定しておりますが、平成26年3月に電子くじの機能ロジックを改修しました。

詳細は、「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している「運用基準」をご覧ください。

(9) 類似工事施工実績の審査

類似工事施工実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、設計担当部署にて類似工事施工実績の審査を受けてください。審査の結果、類似工事施工実績を有していることが確認できた場合に落札決定をしますが、実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2位の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を行います。

2 予定価格等の公表について

財政局契約課で執行する建設工事の競争入札においては、落札者の決定後に予定価格、最低制限価格、低入札調査基準価格、入札参加者、入札金額等を公表します。

落札結果は、財政局と上下水道局については、落札決定後、「入札情報かわさき」

の「入札情報 工事 落札結果」において公表します。

交通局と病院局については、各々の局のホームページで公表します。

3 総合評価方式一般競争入札について

原則として予定価格（税込）1億5,000万円以上（建築工事については3億円以上、上下水道局発注工事については2億円以上）の工事については総合評価方式一般競争入札を行います。

なお、対象工事であっても特別な事由により総合評価方式によることが適当でない場合は、通常の一般競争入札を行うこととします。また、予定価格が対象に達しない工事であっても、総合評価方式によることが適当であると考えられる場合には、総合評価方式によることとします。

4 低入札価格調査について

(1) 対象

WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式による工事及び「特殊な工事」には、低入札価格調査基準を設定し、落札候補者の入札金額がその基準を下回る場合には、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか調査を行います。

(2) 低入札価格調査基準

低入札価格調査基準（以下、「調査基準」といいます。）は、工事案件ごとに予定価格の80%～90%の範囲で設定します。調査基準は落札決定後公表します。

※調査基準は原則として、[直接工事費の95%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の80%] + [一般管理費の55%] で算出した額を基準に設定します。

※工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～90%の範囲内で適宜設定します。

(3) 失格基準

低入札価格調査基準を設定した、WTO政府調達協定対象契約又は「特殊な工事」以外の工事について、一定の基準金額以下の入札を無効とする「失格基準」を設けます。

失格基準は、入札時に提出された積算内訳書において、[直接工事費の85%]、[共通仮設費の81%]、[現場管理費の72%]、[一般管理費の49%]のいずれか一つでも下回った場合にその入札を失格とします。

※調査基準の取扱いについては、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」に掲載している「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」及び「川崎市建設工事

低入札価格調査運用指針」をご覧ください。

※「特殊な工事」＝プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式による予定価格（税込）6億円以上の工事です。

5 最低制限価格について

予定価格（税込）100万円以上の入札で、WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式及び「特殊な工事」以外の工事には、最低制限価格を設定し、それを下回る金額の入札は無効とします。

最低制限価格は、工事案件ごとに予定価格の80%～90%の範囲で設定します。最低制限価格は落札決定後公表とします。

※最低制限価格は原則として、[直接工事費の95%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の80%] + [一般管理費の55%] で算出した額を基準に設定します。

※工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～90%の範囲内で適宜設定します。

※最低制限価格設定の取扱いについては、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」に掲載している「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「最低制限価格設定に係る運用指針」をご覧ください。

6 主観評価項目制度の運用について

平成26年度においても、主観評価項目制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡充に努めてまいります。

また、災害時協力体制を締結していることを参加条件とする入札の試行実施を継続していくとともに、主観評価項目点と工事成績評定点を組み合わせた入札についても引き続き実施します。

なお、工事成績評定点については、上下水道局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とすることとしております。

7 地域要件を参加条件とした入札について

平成26年度においても、市域を川崎区、幸区及び中原区の南部と高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の北部に分けて、その区域内に事業者の本社があることを参加条件とする一般競争入札を業種「土木」及び「舗装」で引き続き実施します。

8 混合入札の試行実施について

共同企業体を結成し、競争入札に参加することを条件として入札を行っている案件

において、『工事の規模、性格等に照らし、単独で確実かつ円滑に施工できる企業があると認められるもの』について、単体企業と共同企業体との混合による入札（「混合入札」）を試行実施します。平成26年度においても、対象工事として、川崎市共同企業体取扱要綱第4条で対象になっている工事で市内業者の複数のランクにまたがる工事でないもの及び市外（準市内）業者同士のものの中から選出し、試行実施する予定です。

共同企業体の取り扱いについては次のとおりです。

- (1) 共同企業体の契約においても、契約保証金の納付等が必要です。
- (2) 共同企業体の全ての構成員から技術者(主任又は監理)の専任配置を求めます。
- (3) 共同企業体の各構成員(出資割合20%以上の構成員のものに限る。)に同じ工事成績評定点がつきます。

なお、代表者の出資比率は構成員のうち最も高くなるようにするものとします。

9 工事積算内訳書について

入札書と同時に積算内訳書を提出してください。積算内訳書が提出されないときは、その入札を無効とします。入札が低入札価格調査対象となった場合、失格基準の適用については、この積算内訳書の金額により判断します。

電子入札により入札を行う場合は、電子入札に積算内訳書を添付してください。紙による入札の場合は、入札書と別に封印して一緒に提出してください。

なお、予定価格(税抜)500万円未満の案件については、積算内訳書の提出の必要はありません。

入札金額は、積算内訳書の合計金額と同一価格としてください。積算内訳書の合計金額を上回る入札は無効とします。

積算内訳書に不正行為が認められたときは、当該入札を無効とするほか、指名停止等の措置を行います。

積算内訳書は、本市が作成した様式をそのまま使用してください。様式は「入札情報かわさき」からダウンロードしてください。ダウンロードできない方については、契約課で配布します。

初度の入札で落札候補者が決定せず、再度入札を行う場合にも、その入札金額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を、電子入札システム又は持参にて提出してください。

10 現場代理人について

- (1) 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

ア 監督部署が同一であるもの

イ 次のいずれかの条件を満たす工事

(ア) 予定価格（税込）が2,500万円未満であり、工事件名あるいは履行場所に『管内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所が住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事

(イ) 予定価格（税込）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事

ウ 本取扱いの対象である旨明示されているもの

(2) 営業所の専任技術者と現場代理人について

営業所における専任の技術者（建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号により営業所ごとに置く専任の者）は、工事現場に常駐を義務づけられる現場代理人となることはできませんので、現場代理人届を工事監督員に提出される際には御注意ください。

1.1 電子入札の実施について

入札は原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用ICカードが必要です。

電子入札については、「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載している資料をご覧ください。

1.2 川崎市発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて

工事の設計の誤りについては、入札の公正を損なう恐れがあり、その事後処理について入札者、発注者の負担は大きく、結果として市民生活に与える影響も少なくありません。

本市は、発生する設計の誤りに対する対応するため、「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」を定めています。

この制度は落札者を決定する前に、金額入り設計書を入札参加者が閲覧することができる制度で、その設計書の積算上の疑義について申立てができる制度です。

当該設計書に誤りがあった場合は、誤りの内容により、契約手続における競争性、透明性及び公平性の担保に支障が生じ、その入札を中止しなければ適切な契約とならない時は入札を中止します。

この制度の詳細については、「入札情報かわさき」の「契約関係規定」に掲載している「工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱」をご覧ください。

13 その他

(1) 法令等で必要な手続きについて

建設業許可、経営事項審査の受審、監理技術者資格取得手続き等、法令で定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うこととなります。

開札後、入札参加資格の確認で無効、失格とならないように必要な手続きを怠らないようにしてください。

入札等の実施について（業務委託編）

川崎市財政局資産管理部契約課

1 対象業種

財政局契約課で行う業務委託契約の入札契約事務は次の6業種です。

（上下水道局、交通局、病院局の業務は除きます。）

- 建設コンサルタント、○地質調査、○測量、
- 補償コンサルタント、○建物清掃等、○屋外清掃

2 電子入札システムにおける質問回答機能について

平成26年3月より、一般競争入札案件において、電子入札システムを利用した質問回答機能を追加しました。質問回答機能の取扱等については、インターネット契約課ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の財政局の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

3 一般競争入札

（1）対象金額

原則として予定価格500万円（税込）以上の案件は、一般競争入札により契約の相手方を決定します。

（2）入札公表

毎週金曜日（その日が休日の際は、次の開庁日）に「入札情報かわさき」及び財政局資産管理部契約課の窓口で公表します。

（3）参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準を確認してください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容をご覧ください。

（4）設計図書類

設計図書類は、原則として無償でインターネットにより配布します。入手方法については、案件ごとの公表内容を確認してください。

(5) 入札参加資格の確認通知

一般競争入札に参加申込みをした者には、指名停止等、地域要件、入札参加資格の川崎市業務委託有資格業者名簿の該当業種（及び種目）への登録がなされていることを確認し、資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(6) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上で落札者を決定します。

審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い者から同様の審査を行います。

(7) 類似業務委託契約の実績審査

類似業務委託実績を有することを入札参加資格とする案件については、開札後落札候補者に電話連絡をし、設計担当部署にて類似業務委託実績の審査を受けます。

審査の結果、類似業務委託実績を有していることが確認できた場合に落札決定しますが、実績がない場合は当該入札を無効とし、順次同様の審査を行います。

なお、類似業務委託実績を求める案件については、落札決定を原則、開札日の3日後までとします。

(8) 主観評価項目

平成26年度においても、主観評価項目制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会的貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡充に努めてまいります。

4 予定価格について

予定価格については、落札決定後に公表します。

5 最低制限価格について

契約課で執行する業務委託案件については最低制限価格を設定します。

最低制限価格は、予定価格の3分の2を下らない範囲で業種ごとに設定し、最低制限価格を下回った入札は無効とします。

最低制限価格は落札決定後に公表します。

6 電子入札

入札は原則として、電子入札とし、電子入札を行うには電子入札用 I C カードが必要です。

電子入札については、「入札情報かわさき」の「電子入札」に掲載しているマニュアル等をご覧ください。

入札等の実施について（物品調達、製造請負編）

川崎市財政局資産管理部契約課

財政局契約課で締結する契約について、次のとおり取り扱います。

1 電子入札システムにおける質問回答機能について

平成26年3月より、一般競争入札案件において、電子入札システムを利用した質問回答機能を追加しました。質問回答機能の取扱等については、インターネット契約課ホームページ「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の財政局の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」を御覧ください。

2 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

財政局分
毎週金曜日（その日が休庁日の時は次の開庁日）に「入札情報かわさき」及び財政局契約課の窓口で公表します。
物品契約係担当 電話 044-200-2091・2092・2093

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準を御確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしている必要があります。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(4) 仕様書等

仕様書等は、無償で交付します。入手方法については、案件ごとの公表内容を御覧ください。

(5) 資格確認通知

入札参加条件について、原則として入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。

なお、審査の結果、資格がないとされた方は入札に参加できません。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を原則として落札者として決定します。

3 予定価格について

予定価格の公表は行いません。

4 電子入札の実施

原則として、電子入札とします。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。なお、電子入札には電子入札用 I C カードが必要です。

川崎市契約条例第7条に定める特定契約（公契約）について

川崎市財政局資産管理部契約課

川崎市契約条例第7条に規定する特定工事請負契約及び特定業務委託契約（以下「特定契約」という。）とは、その契約に従事する労働者の賃金について、作業報酬下限額という定めを下回らないようにすることを契約約款で定める契約のことをいいます。

川崎市では、平成23年4月から特定契約制度を施行しています。

1 特定契約の規定

契約条例第4条第6号には、「契約により市の事務又は事業の実施に従事する者の労働環境の整備を図ること。」を規定しており、この規定を受けて、第7条以下に特定契約に従事する労働者に支払われるべき作業報酬の下限の額を定め、これを下回る作業報酬の支払いが行われないようにするために必要な事項を契約条項として規定しています。

2 特定契約の内容

(1) 対象となる契約の範囲

(契約金額が対象金額未満でも**予定価格が対象金額以上**であれば対象です。)

○特定工事請負契約

予定価格6億円（消費税込）以上の工事契約

○特定業務委託契約

(ア) 予定価格1000万円（消費税込）以上の次の委託契約

業種コード	業種	種目
16	警備	人的警備、駐車場管理
17	建物清掃等	全種目
18	屋外清掃	全種目
19	施設維持管理	全種目
22	電算関連業務	データ入力

(イ) 指定管理者と締結する協定

指定管理における特定契約条項の適用については、総務局行財政改革室の資料をご覧ください。

<http://www.city.kawasaki.jp/160/page/0000022716.html>

(2) 対象となる労働者の範囲

特定工事請負契約

- 労働基準法第9条の労働者であって、当該工事契約に係る作業に従事するもの
- 自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により当該工事契約に係る作業に従事するもの（一人親方）

特定業務委託契約

- 労働基準法第9条の労働者であって、当該委託業務に係る作業に従事するもの

※1 対象となる者は、受注者（元請）に雇用される者だけでなく、下請に雇用される者、派遣労働者等も対象となります。ただし、家事使用人等は除くほか、規則において適用除外となる者を規定します。

(3) 作業報酬の下限の額

作業報酬下限額は、**契約締結時の作業報酬下限額が契約完了まで適用**されます。平成26年度の作業報酬下限額については、一覧表をご覧ください。（※2）

(4) 作業報酬下限額の規定の順守について

特定契約における作業報酬下限額についての規定は、本市と受注者お互いが順守する契約事項です。具体的には、契約書の約款、指定管理者の協定にその旨を記載します。

市は、必要があると認めるとき又は労働者からの申出があるときは、受注者に対し作業報酬下限額の事項の履行状況の調査をすることがあります。調査の結果、違反がある場合には是正措置を受注者に求めます。もし、受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合は、契約不履行として契約の解除、指名停止等の制裁措置を課することができることとなっています。

労働者は、作業報酬下限額以上の額を支払われていない場合は、市又は受注者にその旨の申出ができます。

(5) 契約期間中に行う事項（契約書等に記載する事項）

ア 受注者に関する事項

- 対象労働者の作業報酬台帳（※2）を作成・管理し、市が指定する期日までに提出**すること。
- 労働者に対して、条例の適用対象であること及び作業報酬下限額等を周知**すること。
- 労働者が作業報酬下限額以上の作業報酬を受け取れるようにすること。
- 労働者から申出があった場合、誠実に対応し、その申出をしたことを理由とし

て不利益な取扱いをしないこと。

○条例の履行に関する調査に応じること。

○条例の履行に関する是正措置を講じ、その旨を報告すること。

イ 市に関する事項

○受注者が調査に協力しない場合や是正措置を講じない場合は、契約の解除ができること。

※指定管理者の協定の場合は、指定の取り消し又は管理の業務の全部又は一部の停止ができること。

○解除によって受注者に損害が生じても、市は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

※2 「平成26年度の作業報酬下限額」、「対象労働者の作業報酬台帳」については、「入札情報かわさき」内の「公契約関係」のページに掲載していますので、そちらでご覧ください。

平成26年度の入札・契約制度（上下水道局）

川崎市財政局資産管理部契約課調整担当

平成26年度の入札契約制度についてお知らせします。

1 市内中小企業者への優先発注について【継続】

本市が工事・委託・物品の契約の相手方を選定する際には、原則として市内に本社があることを条件とし、市内中小企業者への優先発注に努めます。

2 WTO政府調達協定【改定】

WTO政府調達協定は、一定の基準額以上の物品やサービスの調達に際して、所定の手続を採ることを定めた条約で、これに該当する契約については、契約の相手方の所在地や製品指定等の制限ができないものとなっています。

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に締結されるWTO政府調達協定に基づく特定調達契約の適用基準は表のとおりです。

調達区分	適用基準（予定価格・税込）
建設工事	20億2,000万円以上
特定役務 建設工事に関連する技術的サービス	2億円以上
特定役務 一般サービス	2,700万円以上
物品等	2,700万円以上

○平成26・27年度の適用基準額は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に締結される調達契約に適用されます。

○予定価格（税込）が上記の適用基準額以上になる調達について、WTO政府調達協定の適用を受けます。

3 上下水道局発注案件の工事請負、業務委託、物品・製造請負の契約について【継続】

上下水道局発注案件は、財政局資産管理部契約課調整担当において取り扱います。

4 電子入札システム【継続】

川崎市では、原則として電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により入札を行います。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の「電子入札運用基準」を確認してください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（所在地の制限、契約実績、必要な許可等）を満たしていることが必要です。参加条件の詳細は、案件ごとの公表内

容を確認してください。

5 電子入札システムにおける電子くじの改正について【改正】

入札を開札した結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あった場合には、電子くじによって落札候補者を決定していますが、平成26年3月に電子くじの機能ロジックを改正し、より複雑となるようにしました。詳しくは「電子入札運用基準」をご覧ください。

6 電子入札システムを利用した質問回答機能について【新規】

平成26年3月14日以降の公告より、電子入札システムを利用した一般競争入札において、質問回答機能を追加しました。質問回答機能の取扱等につきましては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の上下水道局の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」をご覧ください。

7 主観評価項目制度の運用について【拡充】

平成26年度においても、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡充に努めてまいります。

また、災害時協力体制を締結していることを入札参加条件とする入札については、試行実施を継続していくとともに、主観評価項目点と工事成績点の組み合わせた入札についても引き続き実施します。

なお、工事成績評定点については、財政局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とすることとしています。

8 入札契約事務からの暴力団排除等について【継続】

川崎市暴力団排除条例（平成24年4月1日施行）により契約関係規則等を整備し、入札契約条件を定めています。

詳細につきましては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の財政局の「契約関係規定」に掲載している「川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱」をご覧ください。

9 業種別ランクの格付の検討に係る試行の実施について【新規】

業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「A」の工事において、経営事項審査結果通知書の総合評定値を入札参加条件とする一般競争入札を試行します。

10 早期発注【継続】

平成26年度につきましても、工事請負契約の当初予算の上半期の契約率について、8割を目指し、市内中小企業への優先発注とともに全庁で取組みます。

11 地域要件を参加条件とした入札について【継続】

上下水道局が発注する一般競争入札では、迅速な対応を求められる工事などについては、本社所在地などの地域要件を参加条件とした入札を引き続き実施します。

12 平成26年度川崎市競争入札参加資格審査申請（随時申請）受付事務

平成26年度の随時申請の受付方法及び期間を以下のとおり変更します。

(1) インターネットによる申請

平成26年4月1日～平成26年8月15日

(2) 申請書による申請

平成26年4月1日～平成27年2月16日

(WTO案件に係る申請の場合のみ平成27年3月31日まで)

申請書の書類は川崎市財政局資産管理部契約課で販売します。

(700円・税込)

13 平成27・28年度川崎市競争入札参加資格審査申請（継続申請）受付事務

平成27・28年度の継続申請の受付については、今年の9月頃を予定しています。インターネット及び申請書による申請を受付けます。申請書は8月中旬から川崎市財政局資産管理部契約課で販売開始予定です。

詳細については、時期を改めてお知らせします。

14 平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について【新規】

平成26年2月1日付けで改定した「平成25年度公共工事設計労務単価」及び「平成25年度設計業務委託等技術者単価」の上昇を受け、工事請負契約及び業務委託契約について、契約金額の見直しを行う特例措置等を実施しています。詳しくは、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について (PDF:100KB)」をご覧ください。

15 最低制限価格制度の適用範囲の拡大【継続】

最低制限価格の適用範囲は、WTO政府調達協定工事以外の工事とします。ただし、「特殊な工事」（プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式及び性能発注方式による予定価格（税込）6億円以上の工事）の場合は除きます。

1 6 工事請負契約の入札に係る設計図書類について【継続】

- (1) 工事請負の一般競争入札において、入札参加にあたり購入を義務づけた設計図書類は、従来の紙媒体に加え紙原図をスキャニングした CD-ROM でも購入できます。複写業者への申込みにあたっては、内容・価格等をよく確認してください。
- (2) 各配水工事事務所、各下水道事務所及び管理事務所が発注する工事については、原則として設計図書類をインターネットでダウンロードする方法で設計図書を無料で入手することができます。

1 7 総合評価落札方式の実施【継続】

平成26年度の総合評価落札方式（以下「総合評価」という。）の実施につきましては、下記のとおりとします。

(1) 総合評価を実施する入札の範囲

予定価格（税込）2億円以上（建築工事については3億円以上）の工事は、原則、総合評価による入札を行います。

なお、対象工事であっても特別な事由により、総合評価によることが適当でない場合は、通常の一般競争入札を行うこととします。また、予定価格（税込）が対象に達しない工事であっても、総合評価によることが適当であると考えられる場合には、総合評価によることとします。

(2) 総合評価の入札日程

可能な限り日程の短縮化を図り、入札参加者の時間的なコストを低減します。

(3) 評価基準の見直し

総合評価の評価基準を見直し、入札参加者の負担を減らすとともに、評価の透明性、公平性をより高めます。

1 8 その他

川崎市競争入札参加資格登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請手続きを行ってください。

登録内容が正しいものに更新されていない場合には、指名通知等の連絡が届かないことなど入札参加に支障が生じる場合があります。

なお、法に定められた必要な手続き、資格等を取得していない場合、入札参加資格を失うこととなりますので、必要な手続きを怠らないようにしてください。

その他、大幅な制度変更等がある場合は、「入札情報かわさき」を通じてお知らせします。

工事・委託・物品についての各詳細は、「入札等の実施について」をご覧ください。

入札等の実施について（工事請負編）

川崎市財政局資産管理部契約課調整担当

上下水道局発注案件の工事請負契約は、財政局資産管理部契約課調整担当において次のとおり取り扱います。

1 電子入札システムを利用した質問回答機能について【新規】

平成26年3月14日以降の公告より、電子入札システムを利用した質問回答機能を追加しました。質問回答機能の取扱等につきましては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の上下水道局の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」をご覧ください。

2 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

ア 毎週火曜日（その日が休庁日の時は、次の開庁日）に「入札情報かわさき」及び財政局資産管理部契約課調整担当の窓口で公表します。

イ 入札公表を行った業務・ランクに登録のある市内業者には、電子メールで情報提供します。

(3) 参加申込方法

川崎市では、原則として電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により入札を行います。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の「電子入札運用基準」を確認してください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（所在地の制限、契約実績、必要な許可等）を満たしていることが必要です。参加条件の詳細は、案件ごとの公表内容を確認してください。

(4) 配置予定技術者

建設業法に基づき、落札候補者に技術者の配置を求めます。財政局資産管理部契約課調整担当からの連絡後、速やかに配置予定技術者届を提出してください。

提出方法につきましては、各案件の「一般競争入札のお知らせ」をご覧ください。

なお、書類の提出に不備がある場合、配置予定技術者の確認ができないため無効とな

る場合がありますのでご注意ください。

(5) 配置予定技術者を配置できない場合

落札候補者となったにも係らず、正当な理由がないのに技術者を配置できずに契約を締結できない場合は、川崎市競争入札参加者指名停止要綱別表第2第15号「本市発注の競争入札において、正当な理由なく指定された期限までに本市が指定した参加資格の確認書類を提出しないとき。」に該当するものとして、指名停止措置の対象となりますので、十分にご注意願います。

※配置予定技術者届等の提出は、原則として落札候補者への電話連絡の翌日の正午までに提出してください。

(6) 見積用設計図書類（以下「設計図書類」という。）

ア 設計図書類の購入

設計図書類は、財政局資産管理部契約課調整担当が直接配布する場合を除き、原則として、有償とします。設計図書類は、指定の方法で必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書類を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、設計図書類の入手方法については、案件ごとの公表内容をご覧ください。また、設計図書類販売業者に一度申し込んだ設計図書類の取り消しはできませんので、入札に参加するか否かに係らず、申し込んだ設計図書類は必ず購入してください。

イ 工事請負契約入札参加者の負担軽減について【継続】

上下水道局の責により入札を中止した場合においては、所定の手続により当該工事請負契約に係る設計図書類を購入した入札参加申込者の設計図書類の購入代金（入札参加にあたり購入を義務づけた設計図書類の複製品1部の購入代金。複製品の送料や引き取りに要した交通費等の費用は除く。）を上下水道局が負担します。

ウ 設計図書類等のダウンロード【継続】

川崎市では、入札参加者の事務及び費用負担軽減のため、設計図書類等の電子化及びインターネット上での配布に向けた取り組みを行っております。

上下水道局につきましても、一部事務所が設計する発注案件を対象として、電子化した設計図書類の無償配布を実施します。

○対象事務所

水道事業	下水道事業
第1配水工事事務所	南部下水道事務所

第2配水工事事務所 第3配水工事事務所	中部下水道事務所 西部下水道管理事務所 北部下水道管理事務所
------------------------	--------------------------------------

○取得方法

入札手続き方法	電子化実施対象案件
指名競争 随意契約	指名通知書に添付又は「入札情報かわさき」の業者登録システム内「仕様書等ダウンロード 上下水道局」からのダウンロードとなります。
一般競争（工事）	上記の対象事務所が設計する発注案件については、原則として、青焼業者を通じた設計図書の販売は行いません。「入札情報かわさき」の「入札情報詳細」からのダウンロードとなります。

※上記の対象事務所が設計する発注案件であっても、電子化が困難な設計図書類は、従来どおり青焼業者を通じた販売又は契約課での配布となります。

※電子化する設計図書類は、容量等の関係で数ファイルに分割して配布する場合があります。

(7) 資格確認通知

一般競争入札参加条件のうちの一部（会社の所在地、業種、等級等）について入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(8) 落札者の決定」のとおりです。

(8) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って入札を行った者（総合評価方式においては最も総合評価点の高い入札者）について、入札参加資格について審査し、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、次に価格の低い入札者（総合評価方式においては次に総合評価点の高い入札者）について同様の審査を実施します。

なお、設計積算への疑義申立ての結果により、入札を中止する場合がありますので、開札後、予定価格の範囲内に有効な入札があることを確認後、ただちに落札決定は行わず、疑義申立期間中は入札手続きを保留します。申立ての無かった場合、原則、入札保留から3日後に事後審査を再開したのち落札決定し、通知及び「入札情報かわさき」での公表を行います。

(後記「**12 その他** (2) 工事発注における積算疑義申立てについて」を合わせてご覧ください。)

(9) 類似工事施工実績 (以下「類似実績」という。) の審査

類似実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、事前にご用意いただいた上、連絡後速やかに工事発注課に確認書類を提出してください。

審査の結果、類似実績を有していることが確認できた場合は、落札決定をしますが、類似実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2番目の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を行います。

3 予定価格の公表について

上下水道局で執行する建設工事の競争入札においては、落札者の決定後に予定価格を公表するものとします。

(1) 入札については、入札回数を原則2回までとします。

(2) 予定価格については、落札決定後、「入札情報かわさき」の「入札情報 工事 落札結果 (上下水道局)」において公表します。

4 総合評価一般競争入札について

上下水道局においては、この実施にあたり「総合評価一般競争入札要綱」を施行し、原則として予定価格 (税込) 2億円 (建築工事については3億円) 以上の工事について総合評価落札方式によるものとします。

なお、対象工事であっても特別な事由により、総合評価落札方式によることが適当でない場合は、通常の一般競争入札を行うこととします。また、予定価格 (税込) が対象に達しない工事であっても、総合評価落札方式によることが適当であると考えられる場合には、総合評価落札方式によることとします。

5 最低制限価格、低入札調査基準価格、価格失格基準等

原則として、WTO政府調達協定工事以外の工事については、最低制限価格又は低入札価格調査の価格失格基準を適用し、低入札対策を強化します。

平成24年6月1日付けの最低制限価格制度の改正に伴い、WTO政府調達協定工事、総合評価落札方式及び予定価格 (税込) 6億円以上の「特殊な工事」(プラント工事、入札時VE方式、設計施工一括方式又は性能発注方式による工事)を除いた各入札においては、最低制限価格を設定し、それを下回る金額の入札は無効とします。

最低制限価格及び低入札調査基準価格は、工事案件ごとに予定価格の80%~90%の

範囲で設定します。

また、WTO政府調達協定工事と特殊な工事の場合を除き、総合評価落札方式による入札については価格失格基準を設定します。

なお、最低制限価格及び低入札調査基準価格、価格失格基準は事後公表とします。

※ 最低制限価格及び低入札調査基準価格は原則として、[直接工事費の95%] + [共通仮設費の90%] + [現場管理費の80%] + [一般管理費の55%]で算出した額を基準に設定します。

※ 工事の性質上、前記算出式により難しいものについては、予定価格の80%～90%の範囲内で適宜設定します。

※ 価格失格基準は、入札時に提出された積算内訳書において、[直接工事費の85%]、[共通仮設費の81%]、[現場管理費の72%]、[一般管理費の49%]のいずれか一つでも下回った場合にその入札を失格とします。

※ 最低制限価格設定の取扱いについては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の財政局「契約関係規定」に別途掲載してある「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「最低制限価格設定に係る運用指針」をご覧ください。

6 主観評価項目制度の実施について

平成26年度においても、同制度の趣旨である「事業者をより適正に評価するとともに、事業者の技術力等の向上及び社会貢献への意欲を高める」ため、制度を利用した一般競争入札の拡充に努めてまいります。

また、災害時協力体制を締結していることを入札参加条件とする入札については、試行実施を継続していくとともに、主観評価項目点と工事成績点の組み合わせた入札についても引き続き実施します。

なお、工事成績評定点については、財政局、交通局及び病院局において契約し履行を完了した工事についても集計の対象とすることとしています。

7 地域要件を参加条件とした入札について【継続】

上下水道局が発注する一般競争入札では、迅速な対応を求められる工事などについては、本社所在地などの地域要件を参加条件とした入札を引き続き実施します。

8 混合入札の試行実施について

平成25年8月より、共同企業体を結成し、競争入札に参加することを条件として入札を行っている案件において、『工事の規模、性格等に照らし、単独で確実かつ円滑に施工できる企業があると認められるもの』について、単体企業と共同企業体との混合による入札（「混合入札」）を試行実施しております。平成26年度につきましても、上下水道事業管理者が特に必要と認めるものを対象工事として、試行実施する予定です。

共同企業体の取り扱いについては次のとおりです。

ア 共同企業体の契約においても、契約保証金の納付等が必要です。

イ 共同企業体の全ての構成員から技術者（主任又は監理）の専任配置を求めます。

ウ 共同企業体の各構成員（出資割合20%以上の構成員のものに限る。）に同じ工事成績評定点がつきます。

なお、代表者の出資比率は構成員のうち最も高くなるようにするものとします。

9 工事積算内訳書について

(1) 入札書と同時に積算内訳書を提出してください。積算内訳書が提出されないときは、その入札を無効とします。失格基準を設定している案件の入札で、落札候補者が低入札価格調査基準価格を下回った場合、失格基準を下回っているかをこの積算内訳書の金額により判断します。

(2) 電子入札により入札を行う場合は、電子入札に積算内訳書を添付してください。紙入札の場合は、入札書と一緒に提出してください。

また、同一案件において再度入札を行う場合にも、その入札金額に相応する積算額が記入されている積算内訳書を電子入札システム又は持参にて提出してください。

なお、予定価格（税込）5百万円未満の案件については、積算内訳書の提出の必要はありません。

(3) 入札金額は、積算内訳書の工事価格（消費税を含まない。）と同一価格としてください。積算内訳書の工事価格を上回る入札は、無効とします。

(4) 積算内訳書に不正行為が認められたときは、当該入札を無効とするほか、指名停止等の措置を行います。

(5) 積算内訳書は、「入札情報かわさき」上下水道局からダウンロードした様式を使用してください。ダウンロードできない方については、財政局資産管理部契約課調整担当窓口で配布します。

10 現場代理人について

(1) 現場代理人の常駐義務の緩和について

現場代理人の常駐義務を課している工事の一部について、次の条件を全て満たす工事について、合計で2件まで兼任を認めます。

ア 監督部署が同一であるもの

イ 次のいずれかの条件を満たす工事

- (ア) 予定価格（税込）が2,500万円未満であり、工事件名又は履行場所に『内』、『区内』、『区一円』、『市内』及び『市一円』の用語が含まれている等、工事場所在住所・地番・特定施設名等で特定されていない工事
- (イ) 予定価格（税込）が1,000万円未満であり、履行場所が特定されている工事
- (ウ) 本取扱いの対象である旨明示されているもの

ウ 単価契約以外のもの

(2) 営業所の専任技術者と現場代理人について

営業所における専任の技術者（建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号により営業所ごとに置く専任の者）は、工事現場に常駐を義務づけられる現場代理人となることはできません。現場代理人届を工事監督課に提出されるときには、ご注意ください。

1.1 電子入札の実施

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により入札を行います。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。電子入札システムについては、必ず「入札情報かわさき」の「電子入札運用基準」を確認してください。

1.2 上下水道局発注工事の入札における開札後の疑義申立てについて【継続】

本市では、発生する設計の誤りに対する対応として、公共工事における入札の透明性及び公平性を確保するため、積算上の疑義申立ての手続きを定めています。

開札後、予定価格の範囲内に有効な入札があることを確認後、ただちに落札決定は行わず、疑義申立期間中は入札を保留し、事後審査等の手続きを一定期間停止するとともに、入札参加者（辞退者及び不参により入札しなかった者を除きます。）には、開札後、「保留通知」を送付します。申立ての無かった場合、疑義申立期間終了後、入札を再開し、落札決定します。

ア 保留通知を発行された入札参加者は、入札保留中の一定期間、工事担当課へ「金額入り設計書閲覧請求書」と保留通知の写しを提出することで、金額入り設計書の閲覧ができます。また、閲覧の結果、疑義申立てがある場合、「積算疑義申立書」と保留通知の写しを工事担当課に提出し、回答を求めることができます。

イ 積算上の疑義申立ての結果、設計書に誤りがあると認められ、入札結果への影響によっては、入札を中止する場合があります。

ウ 積算疑義申立てに係る申請書は、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の上下水道局の「契約関係規定」に掲載している「川崎市上下水道局工事請負契約

の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要領」より取得してください。

1.3 工事請負契約の入札に係る配置予定技術者の取扱いについて【継続】

平成25年12月1日より「技術者配置における事務取扱要領」を改正し、一般競争入札における配置予定技術者届は、積算疑義申立て期間が終了し、入札再開後、落札候補者に対してのみ提出していただく取扱いとなりました。

なお、総合評価落札方式につきましては、入札書・技術資料等と合わせて事前の提出が必要です。また、技術者の専任配置を必要とする案件で、同一入札予定日のものについては、同一技術者で申し込める件数は1件とします。

1.4 その他

(1) 施工実績の対象期間を過去15年間とします。【継続】

一般競争入札参加資格に示す工事の施工実績については、その対象期間を「過去15年間」とします。

(2) 法令等で必要な手続きについて

建設業許可、経営事項審査の受審、監理技術者資格取得手続き等、法令で定められた必要な手続き、資格等を取得・更新していない場合、入札参加資格を失うこととなります。

申込締切りから落札までの間に入札参加資格を失い、開札後の事後審査で無効、失格とならないよう必要な手続きを怠ることのないようにしてください。

入札等の実施について（業務委託編）

川崎市財政局資産管理部契約課調整担当

上下水道局発注案件の業務委託契約は、財政局資産管理部契約課調整担当において次のとおり取り扱います。

1 電子入札システムを利用した質問回答機能について【新規】

平成26年3月14日以降の公告より、電子入札システムを利用した質問回答機能を追加しました。質問回答機能の取扱等につきましては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の上下水道局の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」をご覧ください。

2 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）5百万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

毎週火曜日（その日が休庁日の時は、次の開庁日）に「入札情報かわさき」及び財政局資産管理部契約課調整担当の窓口で公表します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準を確認してください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容をご覧ください。

(4) 見積用設計図書類（以下「設計図書類」という。）

設計図書類は、財政局資産管理部契約課調整担当が直接配布する場合を除き、原則として有償とします。設計図書類は、指定の方法で必ず購入し、それに基づき積算してください。また、設計図書類を購入していない場合は、その案件についての入札を無効とします。

なお、設計図書類の入手方法については、案件ごとの公表内容を確認してください。

(5) 資格確認通知

入札参加条件のうちの一部（会社の所在地、業種等）について入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(6) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者から同様の審査を行います。

(7) 類似業務委託履行実績（以下「類似実績」という。）の審査

類似実績を有することを入札参加条件とする案件については、開札後、落札候補者に電話連絡しますので、事前にご用意いただいた上、連絡後速やかに財政局資産管理部契約課調整担当が指定する部署に確認書類を提出してください。

審査の結果、類似実績を有していることが確認できた場合は、落札決定をしますが、類似実績を有していない場合は、当該入札を無効とし、第2番目の落札候補者について同様の審査を実施します。その入札を無効とした場合は、順次、同様の審査を行います。

なお、類似実績を求める案件については、落札決定を原則、開札日の3日後までとします。

3 予定価格の公表について

業種：測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建物清掃及び屋外清掃のみ実施します。

予定価格の事前公表は行いませんが、原則として、落札決定後に公表します。

4 最低制限価格の公表について

業種：測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建物清掃及び屋外清掃のみ実施します。

競争入札により執行する案件に設定します。なお、最低制限価格は、予定価格の3分の2を下らない範囲内で業種ごとに設定し、その価格を下回った入札は無効とします。

なお、その価格の事前公表は行いませんが、原則として、落札決定後に公表します。

5 電子入札の実施

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により入札を行います。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。電子入札システ

ムについては、必ず「入札情報かわさき」の「電子入札運用基準」を確認してください。

入札等の実施について（物品調達、製造請負編）

川崎市財政局資産管理部契約課調整担当

上下水道局発注案件の契約は、財政局資産管理部契約課調整担当において次のとおり取り扱います。

1 電子入札システムを利用した質問回答機能について【新規】

平成26年3月14日以降の公告より、電子入札システムを利用した質問回答機能を追加しました。質問回答機能の取扱等につきましては、「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」内の上下水道局の「入札参加手続関係」に掲載している「電子入札システム質問回答機能操作方法」をご覧ください。

2 一般競争入札について

(1) 対象範囲

原則として、予定価格（税込）が1千万円以上の案件について実施します。

(2) 入札案件の公表

毎週火曜日（その日が休庁日の時は、次の開庁日）に「入札情報かわさき」及び財政局資産管理部契約課の窓口で公表します。

(3) 参加申込方法

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により申し込んでください。電子入札については、必ず「入札情報かわさき」の電子入札運用基準をご確認ください。

入札に参加するためには、案件ごとの参加条件（業種の登録、許可、会社の所在地等）を満たしていることが必要です。参加条件等の詳細は、案件ごとの公表内容をご覧ください。

(4) 仕様書等

仕様書等は、無償で交付します。

(5) 資格確認通知

入札参加条件のうちの一部（会社の所在地等）について入札前に資格審査を実施し、その結果について資格確認通知を交付します。審査の結果、資格がないとされた方は、入札に参加できません。

なお、入札参加資格の最終審査は、「(6) 落札者の決定」のとおりです。

(6) 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の有無を審査した上、落札を決定します。審査の結果、その者に資格がないと認めるときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者から同様の審査を行います。

3 予定価格について

予定価格は、事前事後とも公表しません。

4 電子入札の実施

原則として、電子入札システム（電子入札用ICカードが必要です。）により入札を行います。入札書及び見積書は、電子入札システムにより提出してください。電子入札システムについては、必ず「入札情報かわさき」の「電子入札運用基準」を確認してください。